伐採木を建設廃棄物として処理せざるを得ない場合の特記仕様書

1. 伐採木は、原則、有価物として処理を行うこととするが、有価物として処理できない部分については、建設廃棄物として処理することとする。その場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）及び島根県建設副産物処理要領に基づいて行うこと。
2. 伐採木を建設廃棄物として処理を委託する場合は、建設廃棄物処理法の許可を得た業者に委託するか、個別指定を受けて適切に処理すること。この場合は、書面で委託契約を締結し、業務完成時に委託契約書を提示すること。
3. 伐採木を建設廃棄物として適正に処理されたことを産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより確認し、処理完了後にＤ票及びＥ票、または電子マニフェストから印刷した受渡確認票（ＪＷＮＥＴのロゴマーク付き）を提示すること。また、マニフェストをもとに種類毎の処理量の集計表（様式は問わない）を作成し、提出すること。
4. 受注者が自ら処理する場合は、処理前後を対比して処理数量及び処理状況が確認できる図面、写真等の資料を提出すること。